



# 障がい者所得倍増議員連盟総会資料

## 障害者雇用の現状と今後の動向

平成27年3月3日

厚生労働省 職業安定局  
障害者雇用対策課

# 障害者雇用の状況

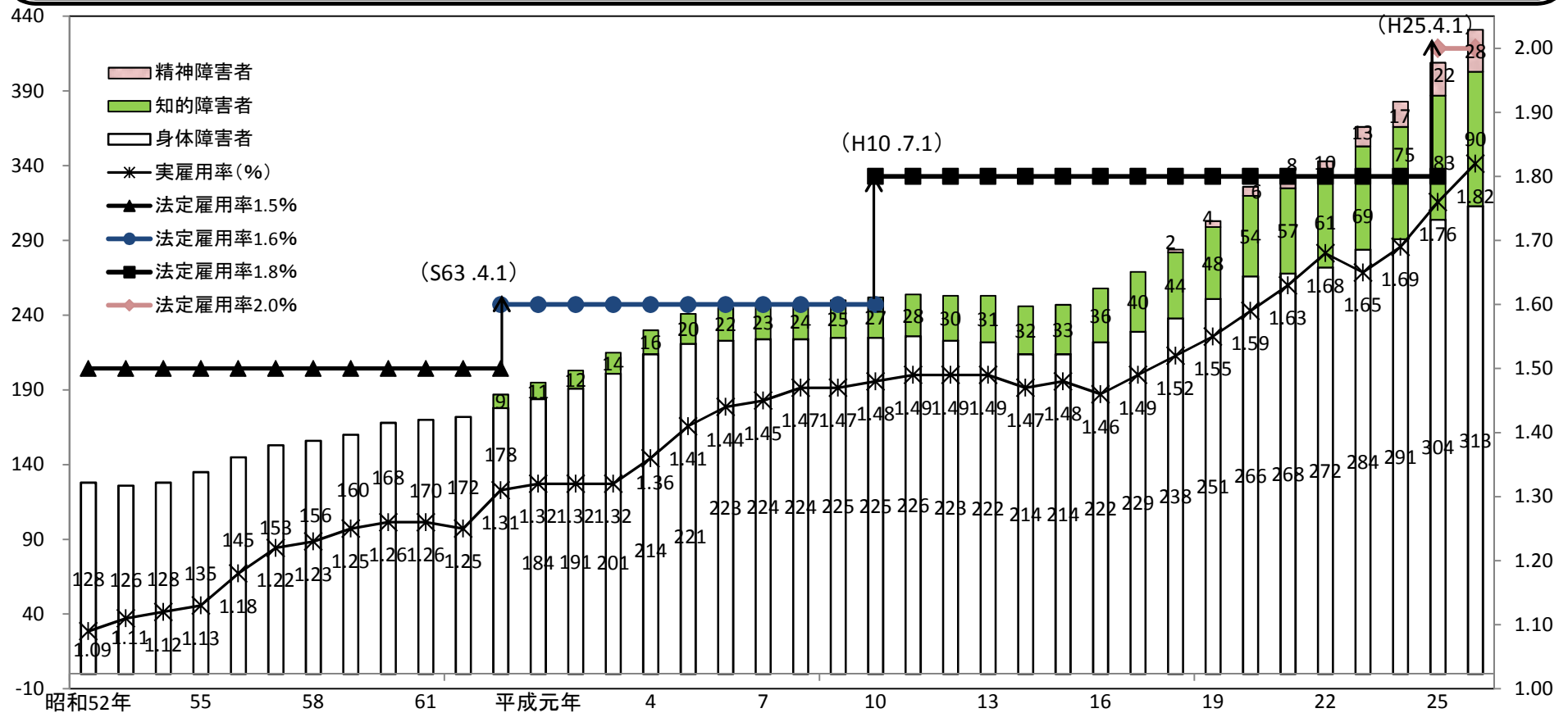
(平成26年6月1日現在)

## ○ 民間企業の雇用状況

**雇用者数 43.1万人** (身体障害者31.3万人、知的障害者9.0万人、精神障害者2.8万人)

**実雇用率 1.82%** 法定雇用率達成企業割合 44.7%

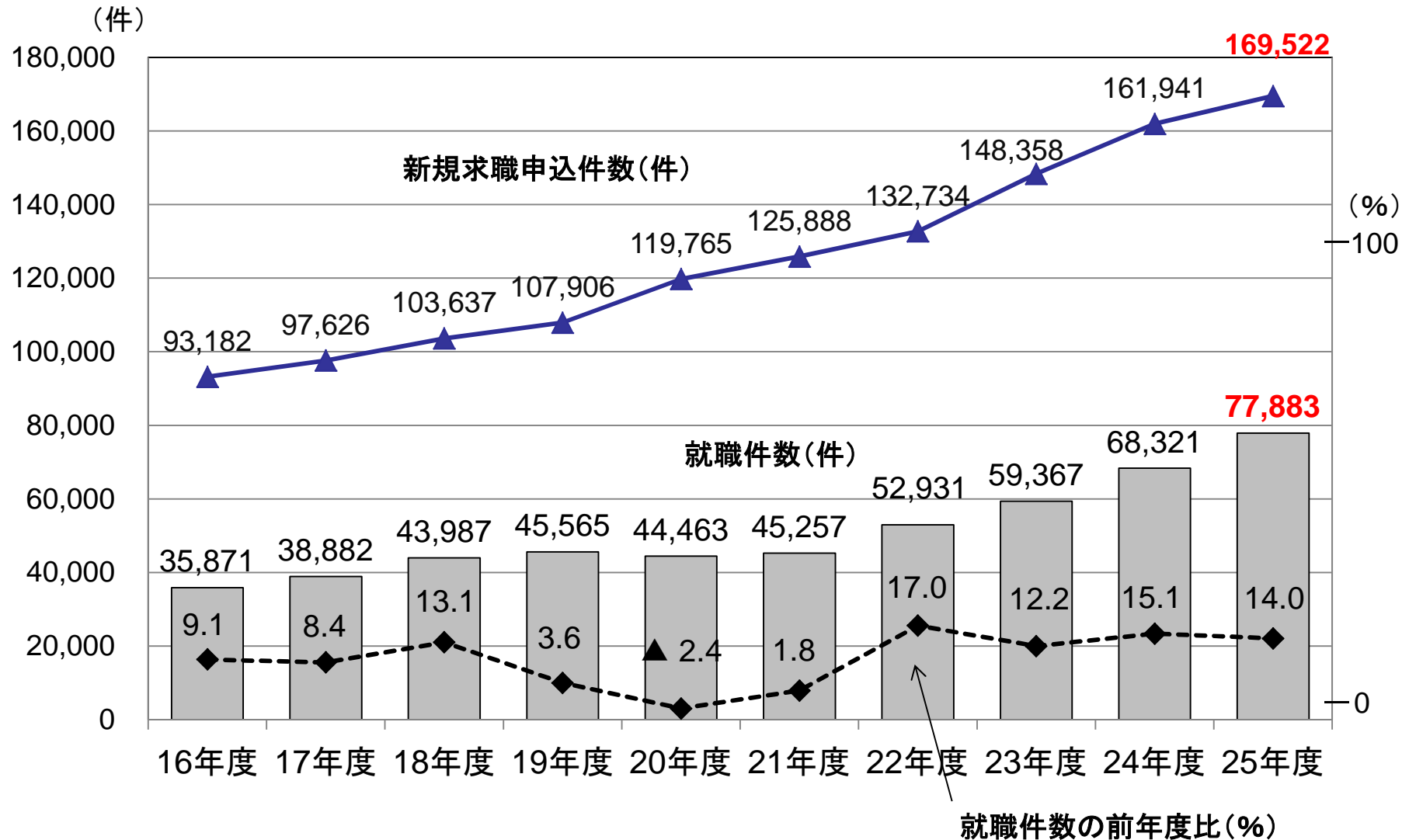
○ 25年4月に引き上げた法定雇用率(2.0%)には届かないものの、**雇用者数は11年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。



(注)平成22年度の改正前の制度に基づいて実雇用率を推計した場合、平成23年度は1.75%、平成24年度は1.79%である。

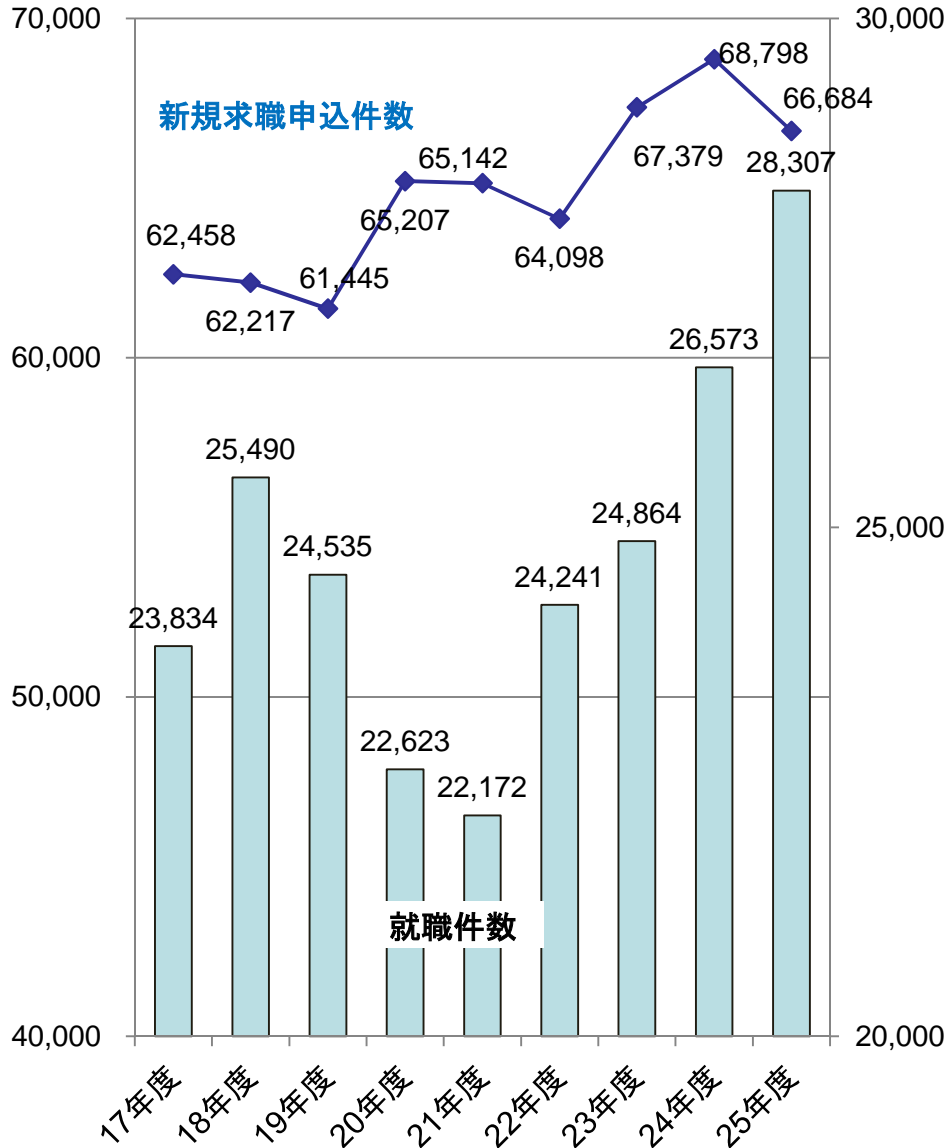
# ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 平成25年度の就職件数・新規求職者数は、**前年度から更に増加**。
- 特に、就職件数は77,883件と**4年連続で過去最高を更新**。

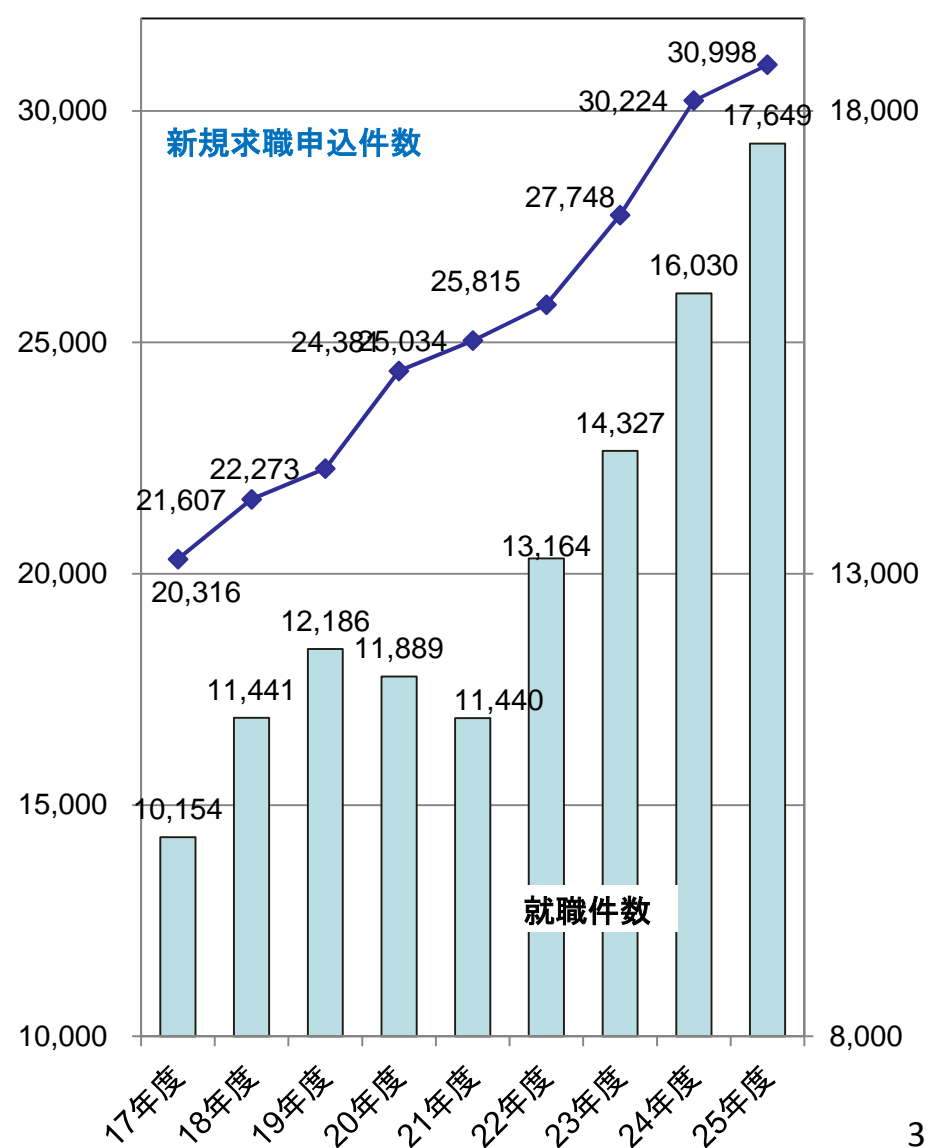


# ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況①

## 身体障害者

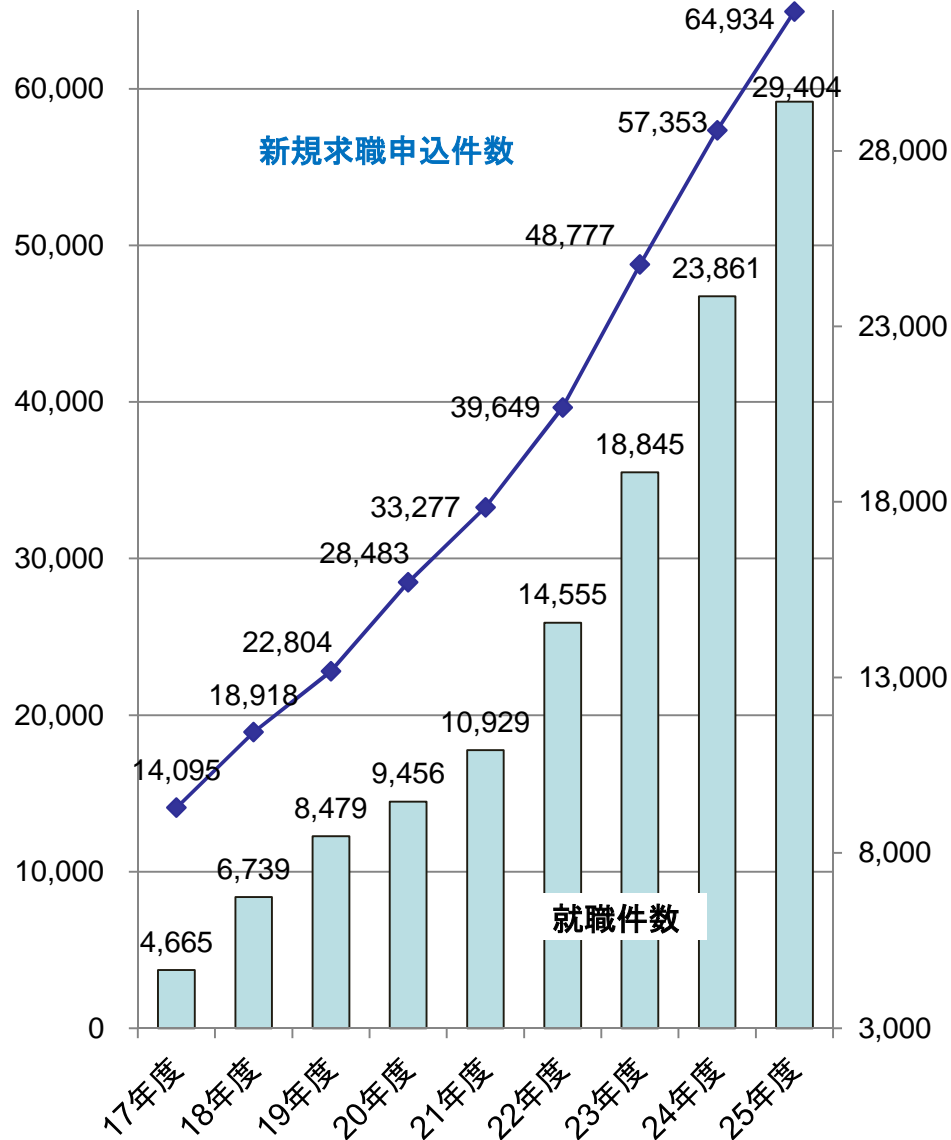


## 知的障害者

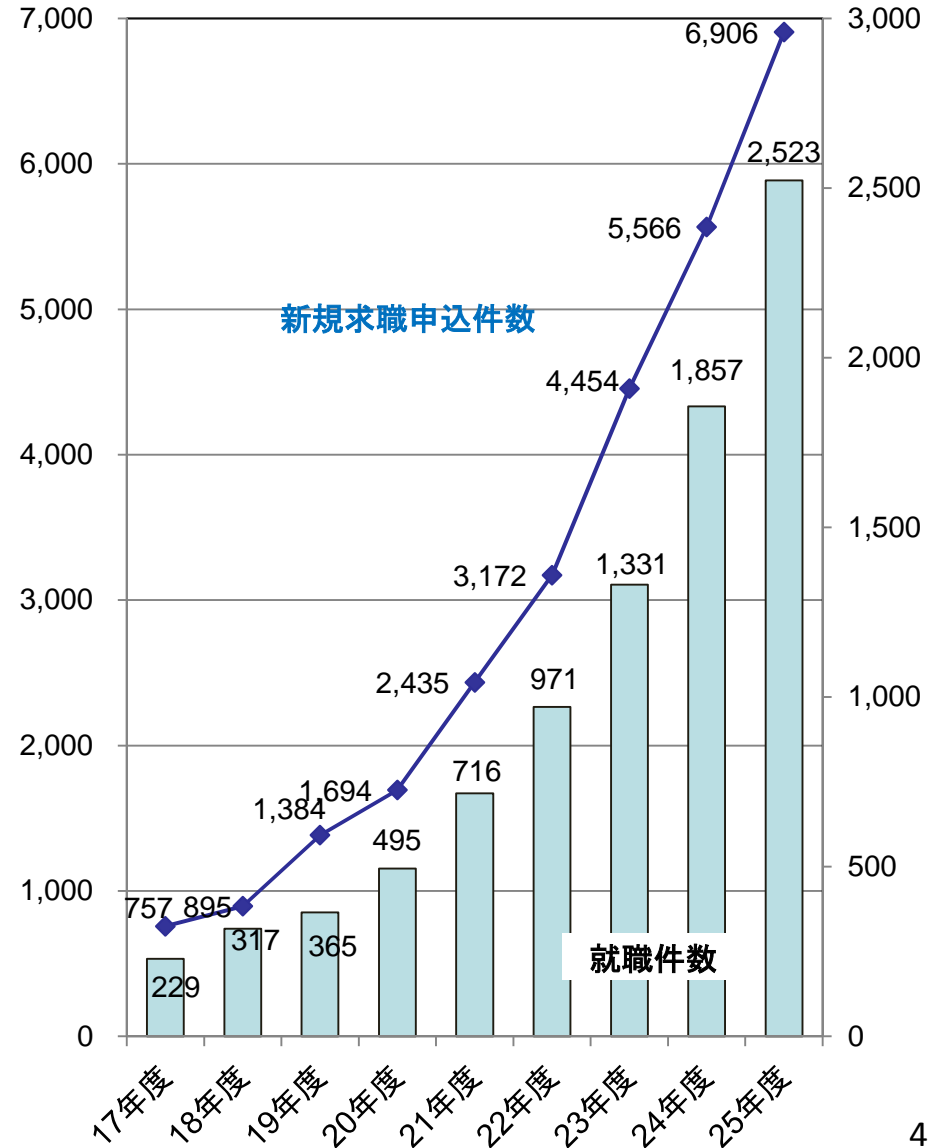


# ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況②

## 精神障害者

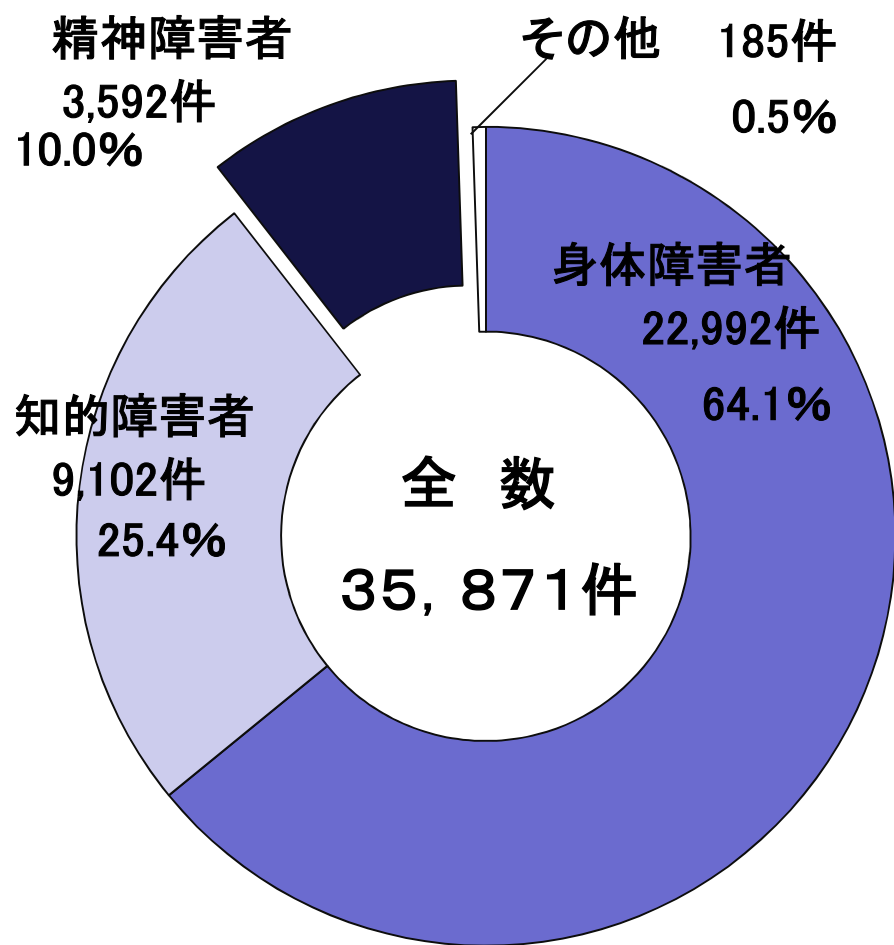


## その他 (発達障害、高次脳機能障害など)

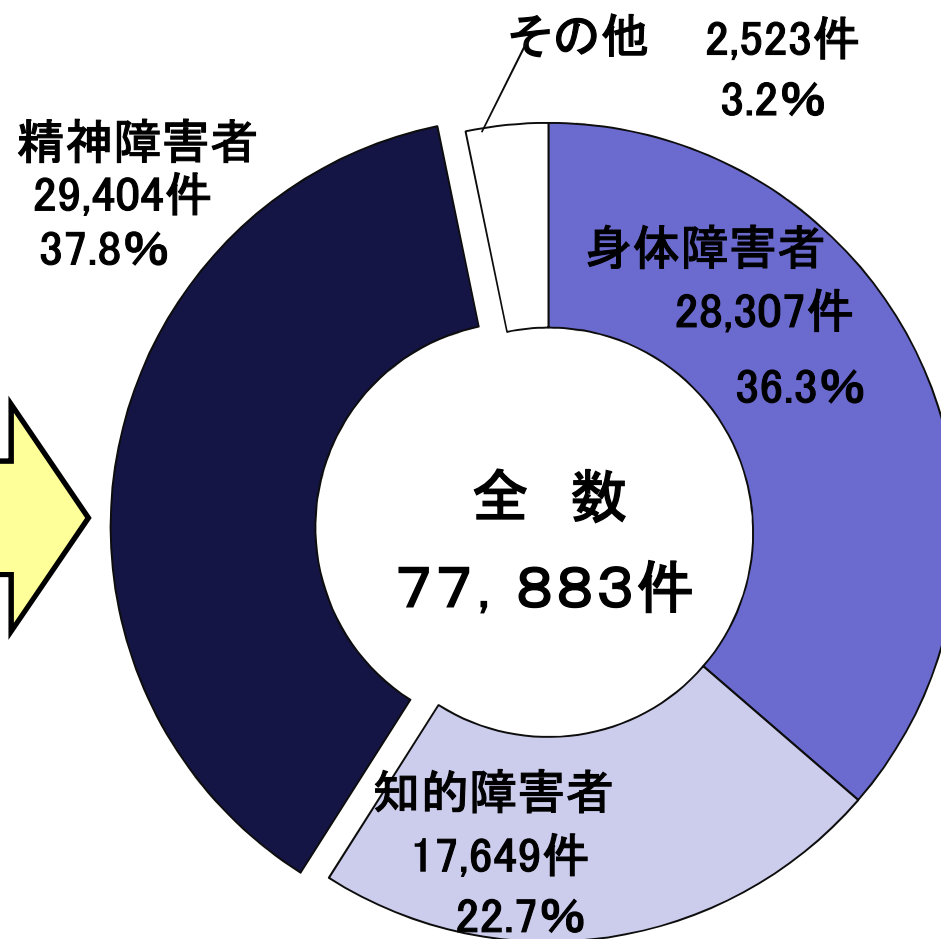


# ハローワークの障害種別の職業紹介状況 (就職件数)

平成16年度

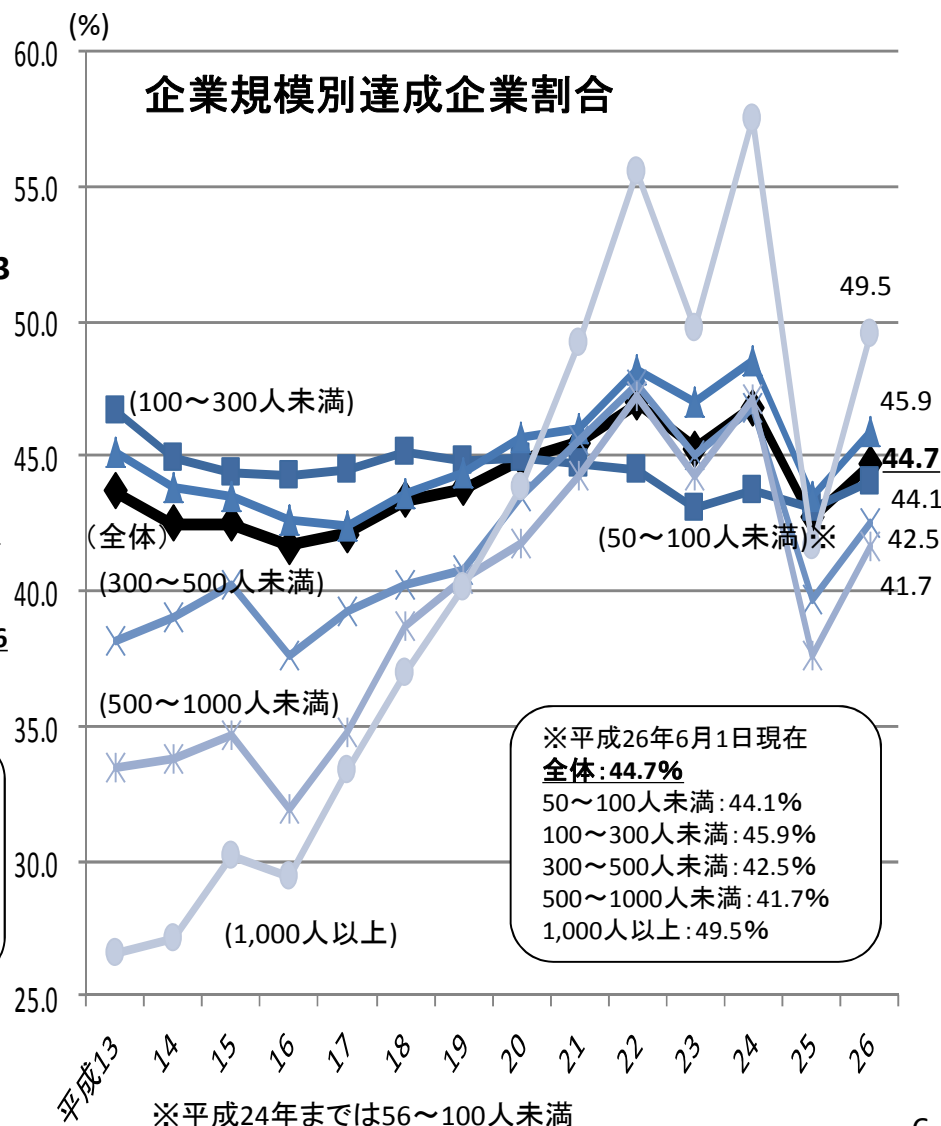
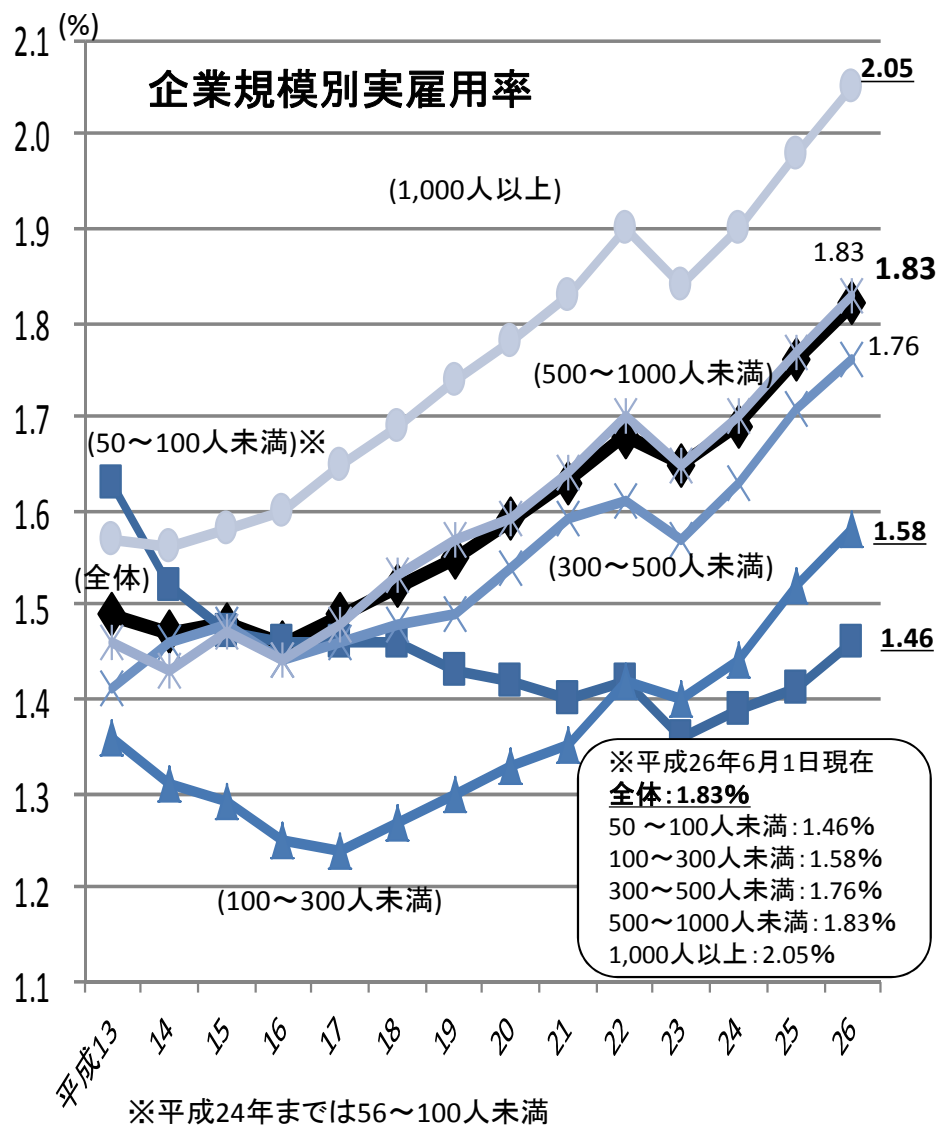


平成25年度



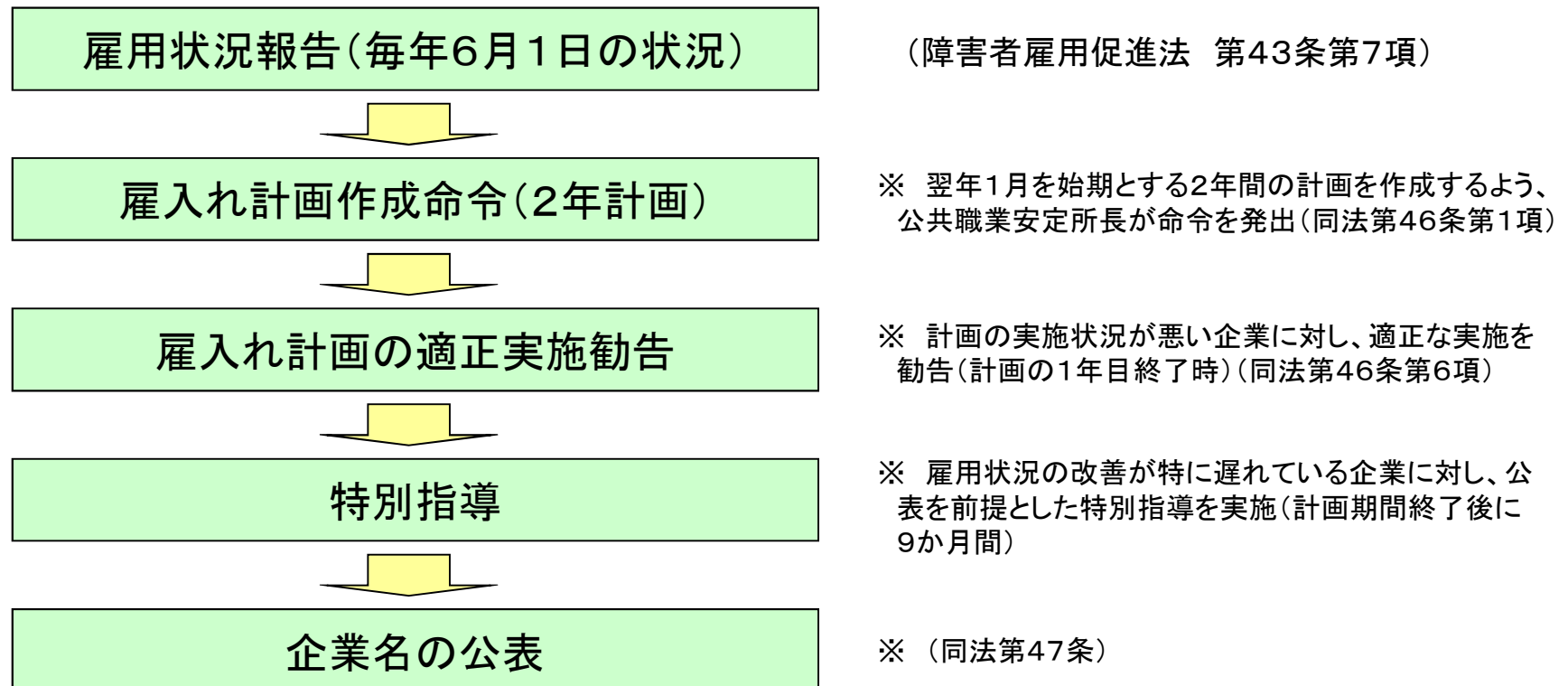
# 企業規模別の障害者雇用状況

○ 全体として実雇用率は順調に伸びているものの、特に中小企業の取組が遅れている。



# 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



公表の状況 : 25年度0社、24年度0社、23年度 3社、22年度 6社、21年度 7社、20年度 4社、19年度 2社、18年度 2社



# 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

## 1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

### (1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

### (2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→(1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

### (3) 苦情処理・紛争解決援助

- ① 事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
- ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。

## 2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

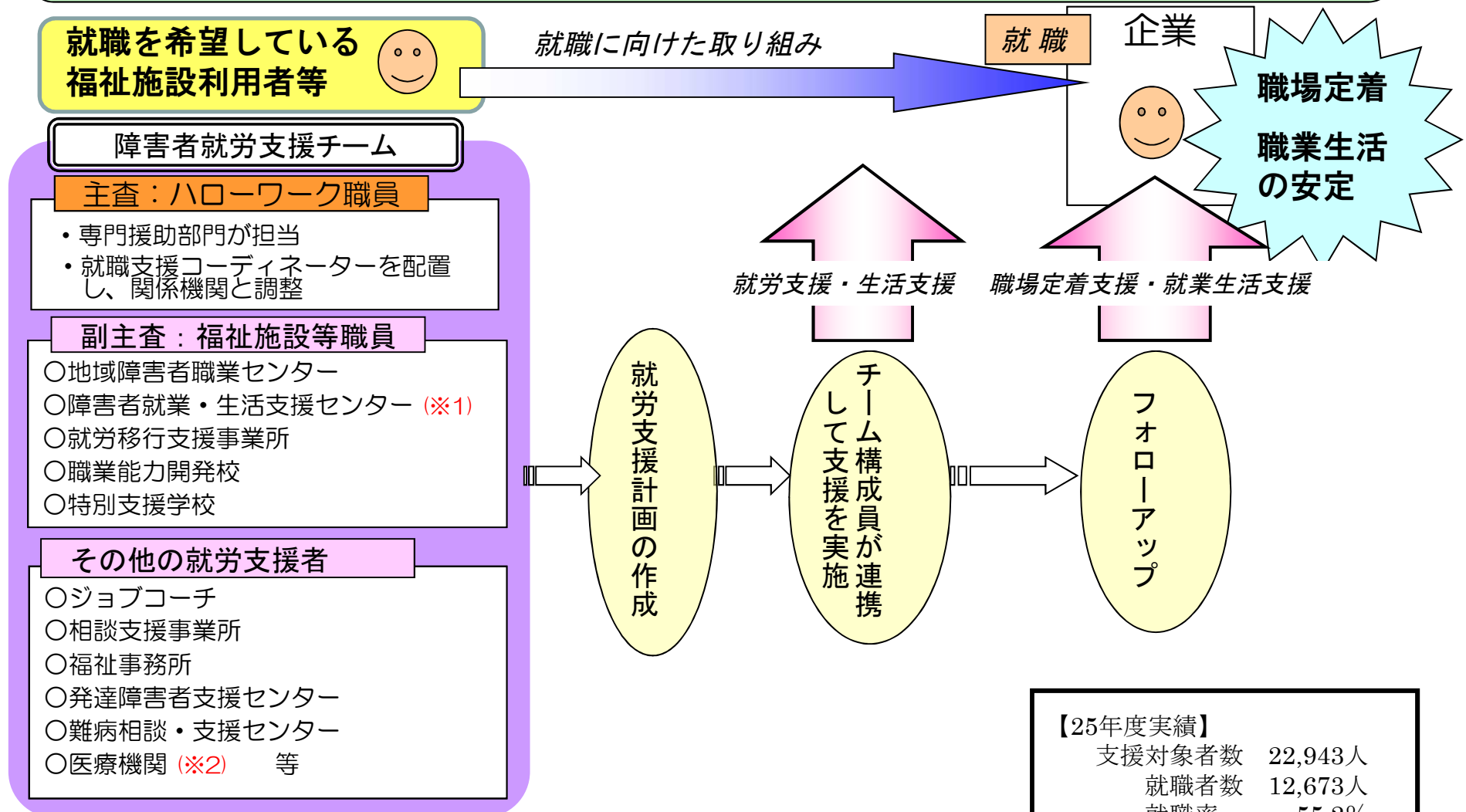
## 3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日:平成28年4月1日(ただし、2は平成30年4月1日、3(障害者の範囲の明確化に限る。)は公布日(平成25年6月19日))

# 障害者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」

- 福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、**ハローワーク職員(主査)と福祉施設等の職員、その他の就労支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施(平成18年度から実施)**



(※1) 可能な限り、障害者就業・生活支援センターがチームに参加し、生活面の支援を継続的に実施。

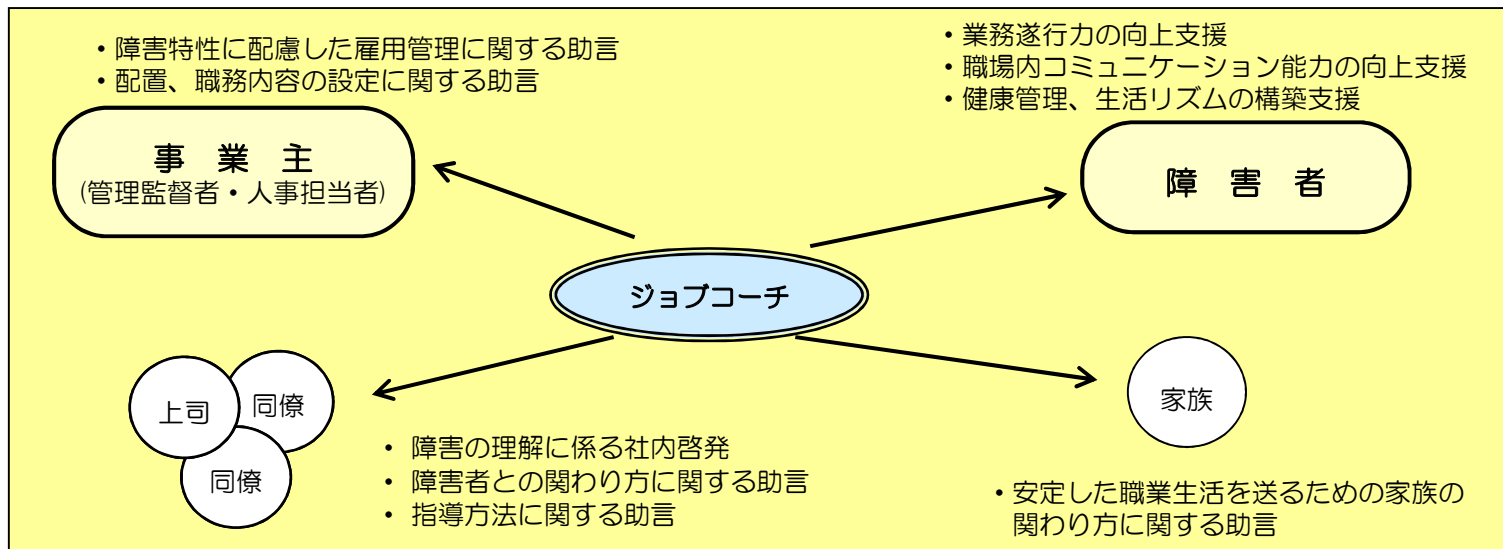
(※2) 支援対象者が医療機関を利用している場合は、医療機関に対してチームへの参加を積極的に依頼。

# 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

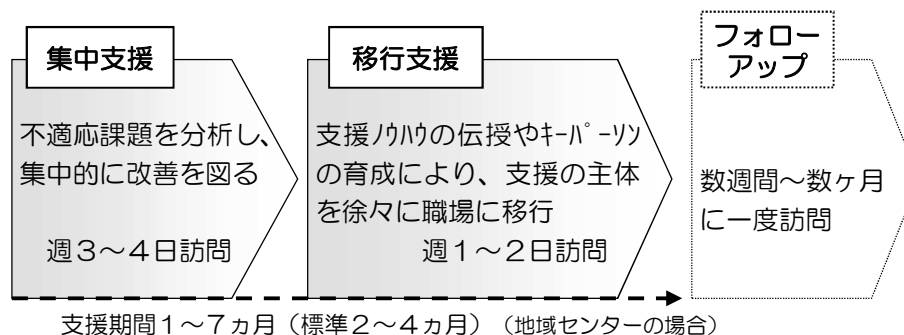
障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、

- ・ 障害者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上支援
- ・ 事業主や同僚などに対する職務や職場環境の改善の助言を実施

## ◎支援内容



## ◎標準的な支援の流れ



## ◎ジョブコーチ配置数(26年4月1日現在)

計1,236人

地域センターのジョブコーチ	312人
第1号ジョブコーチ(福祉施設型)	744人
第2号ジョブコーチ(事業所型)	180人

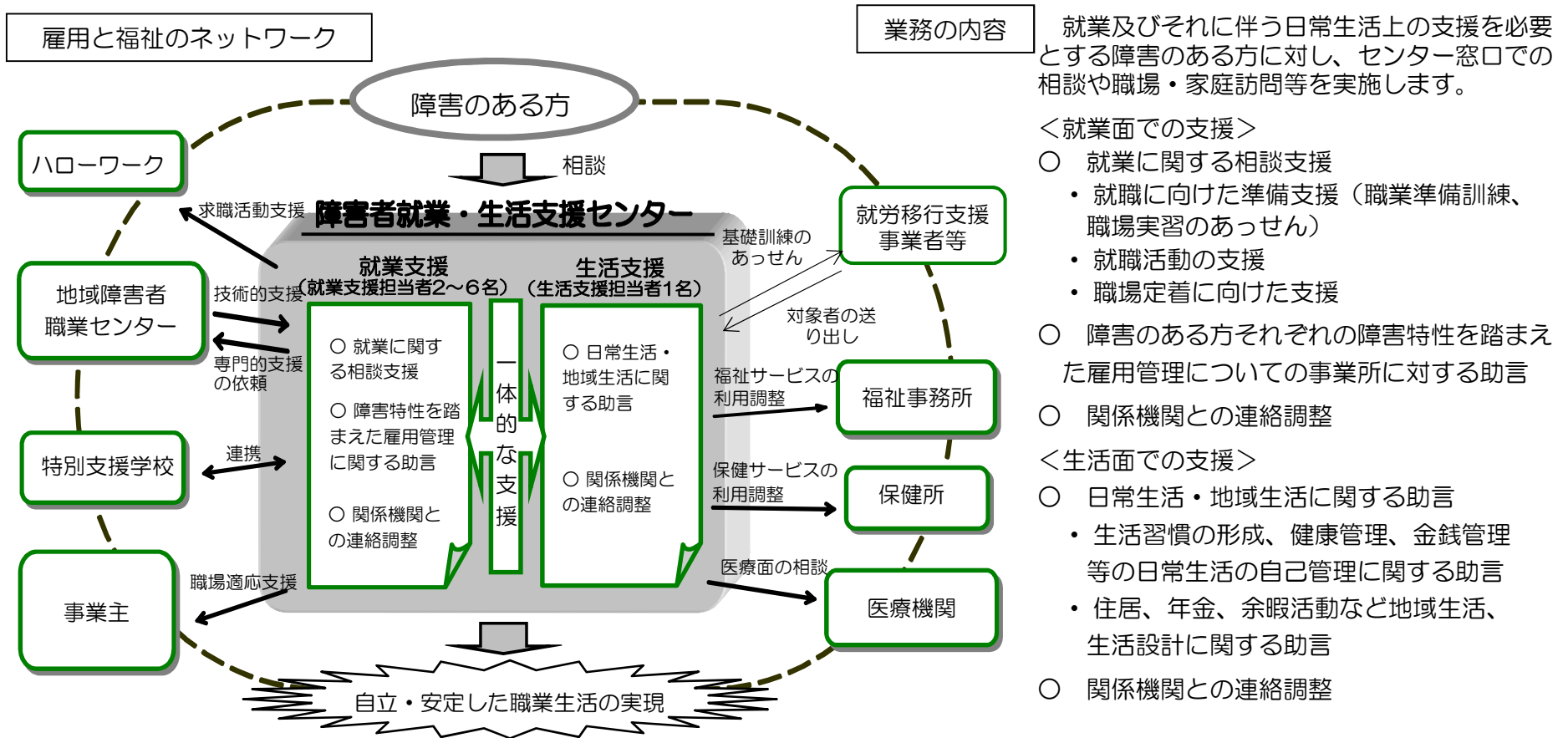
## ◎支援実績(25年度、地域センター)

支援対象者数 3,749人  
 職場定着率(支援終了後6ヶ月) 88.2%  
(支援終了後6ヵ月:24年10月～25年9月までの支援修了者の実績)

# 障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う  
**「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充**

21センター（14年5月事業開始時） → 325センター（27年1月現在）



【25年度実績】	対象者数	125,286人	就職率	75%
	就職件数	17,408件		